

10月～12月は県下一斉滞納整理強化期間です！

毎年10月から12月までの3カ月間は、県下一斉の「滞納整理強化期間」とし、税收確保と納税率向上のため滞納整理の取り組みを強化します。

納期限内に納付した納税者との公平性を保つため、町税等を滞納している方について、財産調査・滞納処分（差し押さえ等）を積極的にを行います。

税金を滞納すると

納期限を過ぎても納付が確認できない場合は督促状を発送します。督促後も完納しない場合は、財産等を調査し、財産等が発見された場合は法律に基づき滞納処分（差し押さえ等）を行います。そうならないためにも、定められた納期限内に、自主的に納付してください。

納付できない事情があるときは

税務課では、納期限内に税金を納めることが困難な方の相談を受け付けています。やむを得ない事情により納税が困難な方は、早めにご相談ください。

滞納を未然に防ぐために

▼町税の納付は便利な口座振替で
町では、町税の納付について、便利で安心確実な口座振替を推奨しています。

滞納処分に関するQ&A

- Q1：事前に連絡なく財産を差し押さえられました。連絡はないのですか？
A1：納期限を過ぎてても納付がない方には督促状を発送していますので、滞納処分前の連絡は行いません。
- Q2：少額滞納しかしていないのに、勤務先に給与照会が届いたため、勤務先の方に滞納があることが知られてしまいました。なぜこのようなことをするのですか？
A2：滞納税額の多少にかかわらず、滞納がある方に対して、法律に基づいて、財産調査の一環として給与照会を行っています。

会保険等の資格確認書または資格情報のお知らせを持参して、町民課にて手続きをしてください。脱退の手続きを行わないと、国民健康保険に加入している状態が続き、課税されたままとなってしまう。

▼町民税・県民税の特別徴収について

町民税・県民税が普通徴収（自分で納付書や口座振替で納めること）になっている方が就職した場合、納期限が来ていない納期のものは、特別徴収（会社にて給与から差し引きして納めること）に切り替えが可能な場合があります。納め忘れがなく便利ですので、勤務先の給与担当の方に確認をしてください。

●国税務課 ☎581・2121

内線153・157・158

●口座振替について

☎内線151・152

●国民健康保険の脱退について

町民課 ☎581・2121
内線113・115



特別障害者手当・障害児福祉手当・在宅重度心身障害者手当のご案内

重度の障害を有し、日常生活において介護等を要する状態にある方に対して、負担の軽減を図るために支給される手当があります。各種手当の支給には申請が必要です。詳しくは福祉課へお問い合わせください。

▼申請・問い合わせ／福祉課 ☎581・2121内線125

特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するための手当です。

▼対象／20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方

※特定の施設に入所中の方、病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院している方は支給の対象外となります。

▼手当額／月額2万9590円
（令和7年度）

障害児福祉手当

在宅の重度障害児の方に対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。

▼対象／20歳未満で、身体障害者手帳の1級の一部および2級の一部の方、療育手帳A相当の方、ならびに精神障害・血液疾患等で上記と同程度の障害を有する方

在宅重度心身障害者手当

在宅重度心身障害者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とした手当です。

▼対象（※1）

- ①身体障害者手帳1級または2級の方
- ②療育手帳AまたはAの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ④超重症心身障害児
- ⑤特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の方

※65歳以上で新たに障害者手帳を取得された方は対象外となります。

▼手当額／月額5000円

（9月と3月に6カ月分ずつ支給）
※住民税非課税が受給条件となります。

※特別障害者手当等を受給した場合や特定の施設（※2）に入所等した場合は支給停止となります。

▼その他

○特別障害者手当等の資格を喪失された場合や特定の施設（※2）を退所等されると、在宅重度心身障害者手当を受給できる場合があります。65歳未満で未申請の方は、福祉課へご連絡ください。

○在宅重度心身障害者手当が支給停止中の方で、特別障害者手当等の資格を喪失された場合や特定の施設（※2）を退所等されると支給停止が解除できますので、該当する場合は福祉課へご連絡ください。

（※1）在宅重度心身障害者手当を既に申請されていた方で、平成22年1月1日より前に、特別障害者手当等の受給が開始となった方や特定の施設に入所等した方は、在宅重度心身障害者手当が喪失扱いとなっていますので、福祉課で再申請の手続きが必要となります。

（※2）特定の施設に関しては、福祉課へお問い合わせください。

YORII TOWN 70th ANNIVERSARY 寄居町合同表彰式を開催します！



広く町民の模範となる功績のあった方や、地域に貢献をされた方々を表彰します。今回の表彰式では、合併70周年記念事業として、町内で活動されているコーラスグループを招き、歌唱によって受賞者に祝意を表します。

表彰式は、関係者以外の方も自由にご観覧いただけます。

▼日時／11月8日（土）午前10時～正午

▼場所／寄居町民ホール

▼表彰内容

●寄居町表彰

●商工会永年勤続者表彰

●公衆衛生連絡協議会献血協力者表彰

●交通安全ポスター・作文コンクール表彰

●福祉標語表彰

●総務課

☎581・2121内線315



重度心身障害者医療費助成制度の助成対象が拡大します

重度心身障害者医療費助成制度とは一定以上の等級の障害を抱える方に対して医療機関を受診する際の医療費の助成を行う制度です。

令和8年1月から、重度心身障害者医療費助成制度の対象が、精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの方まで拡大します。

▼助成内容

自立支援医療（精神通院医療）を利用して受診した際の自己負担額を助成します。入院費や通常の内科、外科受診の際の通院費や調剤費用は助成の対象外となりますのでご注意ください。

▼申請方法

新たに助成制度の対象となる方には11月中旬ごろから通知を送付します。通知をご確認の上、福祉課へ申請してください。

※身体障害者手帳・療育手帳所持者の助成範囲については、変更ありません。

※重度心身障害者医療費助成制度の詳細については、福祉課へお問い合わせください。

問 福祉課

☎581・2121内線125